通信費	231,940,155	
役務作業費	48,060,000	
その他	226,857,727	2,453,873,418
財務費用		
支払利息	16,813,631	16,813,631
経常費用合計		**21,706,347,513**
経常収益		
運営費交付金収益	11,300,467,800	
政府受託収入	1,686,303,395	
その他受託収入	2,689,183,173	
研究収入	1,065,800,805	
補助金等収益	1,323,724,478	
施設費収益	36,279,600	
寄付金収益	70,517,981	
資産見返運営費交付金戻入	1,924,657,323	
資産見返補助金等戻入	522,427,777	
資産見返寄付金戻入	238,598,712	
資産見返物品受贈額戻入	117,015	
特許権収入	545,112,838	
財産賃貸収入	85,426,899	21,488,617,796
財務収益		
受取利息	1,185,821	1,185,821
雑益	335,577,500	335,577,500
経常収益合計		**21,825,381,117**
経常利益		119,033,604
臨時損失		
固定資産売却除却損	2,067,095,354	2,067,095,354
臨時利益		
運営費交付金精算収益化額	63,521,168	
固定資産売却益	36,469	
固定資産除却等にかかる見返戻入	40,431,520	103,989,157
当期純損失		**1,844,072,593**
前中期目標期間繰越積立金取崩額		3,445,056
目的積立金取崩額		89,263,300
当期総損失		**1,751,364,237**

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		1,751,364,237
当期総損失	1,751,364,237	
Ⅱ　積立金振替額		
積立金取崩額	1,751,364,237	
前中期目標期間繰越積立金	417,894	
研究促進対策等積立金	19,143,200	1,770,925,331
Ⅲ　利益処分額		
積立金		19,561,094

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第20号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．(1)⑤ロに基づく集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成28年９月23日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

集中工事等に伴う料金調整「東名高速道路の集中工事に伴う料金調整の実施」

１．料金の調整を行う自動車

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（以下「高井戸インターチェンジ等」という。）を流出又は流入する全自動車。

但し、中央自動車道富士吉田線の各インターチェンジ、中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから小牧東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道長野線の各インターチェンジ、第一東海自動車道の東京インターチェンジから三ヶ日インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の福光インターチェンジ及び南砺スマートインターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジから浜松いなさインターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び清水いはらインターチェンジ、中部横断自動車道の各インターチェンジ、北陸自動車道の朝日インターチェンジから小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道１号（新湘南バイパス）の各インターチェンジ、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海環状自動車道の土岐南多治見インターチェンジから富加関インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに東日本高速道路株式会社が管理する高速道路の各インターチェンジを流出又は流入する自動車を除く。

２．料金調整額等

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジ等と各インターチェンジ相互間の料金の額は、ＥＴＣ車における中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額のうち、第一東海自動車道の東京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を超える額を減じた額とする。

３．実施期間

平成28年９月26日から平成28年10月８日まで。

４．その他

各種割引については、各種割引を適用した料金の額に対して上記料金調整を実施する。